

資料

韓国「加盟本部と加盟事業者間の取引の適正化に関する法律」について

—— 韓国フランチャイズ法研究序説 ——

松 尾 和 彦
林 秀 弥

<目 次>

- 一 加盟事業取引公正化法制定をとりまく状況
- 二 フランチャイズ問題に対する取組みと加盟事業取引公正化法の成立
- 三 加盟事業取引公正化法の改正経過
- 四 現行法の概要
- 五 最近の改正動向

一 加盟事業取引公正化法制定をとりまく状況

本稿は、韓国における「加盟本部と加盟事業者間の取引の適正化に関する法律」（以下、原則として、「加盟事業取引公正化法」という。）について、検討するものである。1970年代後半、韓国で初めてフランチャイズ方式による店舗が現れ、80年代にはハンバーガーやピザを扱うフランチャイズチェーンが登場した。その多くは米国のフランチャイズチェーンと韓国国内の法人が提携する形をとっていたが、フランチャイズ方式の流入は韓国国内の飲食店にも影響を与え、80年代の後半には、韓国料理を扱う韓国独自のフランチャイズチェーンが現れた。また、ソウル五輪（1988年）が契機となり80年代末から90年代の初頭にかけて、コンビニエンスストアのチェーンが相次いで出店することとなる。90年代に入ると、パンやケーキを扱う製菓店系のフランチャイズチェーンが大きく成長し、これに続いてチキンのフランチャイズチェーンが急激な成長を遂げた。これら製菓店やチキン店のチェーンは、韓国独自の

〈100〉 韓国「加盟本部と加盟事業者間の取引の適正化に関する法律」について（松尾、林）
チェーンである¹⁾。

90年代末頃は、韓国のフランチャイズ事業が大きな成長を遂げた時期である。アジア通貨危機の影響から会社を解雇された元社員や倒産した中小企業の元経営者など多くの失業者がうまれたが、この失業者たちがフランチャイズ加盟に生計の途を求めたためである。皮肉なことに、失業者の増大が韓国のフランチャイズ事業を大きく成長させたことになる。また、会社勤めをしない専業主婦が開業をする手段としてもフランチャイズ加盟は注目を集めるようになった²⁾。

ただ、この頃から、特にコンビニエンスストア事業において本部・加盟店間の紛争が目立ち始め、またフランチャイズ加盟を希望する人を狙って加盟金を騙し取るような行為が横行することもあり、フランチャイズ契約をめぐる問題の解決が重要な社会的課題として浮上した³⁾。特別な知識や技能を必要とせず簡易に開業する機会を提供するフランチャイズ方式は、突然に生業を失った人々、また韓国経済全体にとっても希望の光であったが、それは同時に紛争（場合によっては破産）の種をも孕む危うさがあった。

2000年代に入ると、長引く不況のなか化粧品販売とコーヒーショッ

1) この間の韓国におけるフランチャイズ事業の展開につき、『MKニュース』（韓国の日刊新聞『毎日経済』のウェブ版ニュース）による連載特集記事「韓国フランチャイズの歴史」①ないし⑤を参照。

以下、各記事の見出しとURLを掲記する（最終アクセス：2013・6・3）

第1回「1970年代の胎動：リムスチキン、ロッテリアが開店」

<http://news.mk.co.kr/newsRead.php?year=2011&no=771999>

第2回「ピザハット、KFC、マクドナルド：グローバルブランドが上陸」

<http://news.mk.co.kr/newsRead.php?year=2011&no=771997>

第3回「ノルブボッサム、チュンチョンデブなど、1985年に韓国料理チェーン事業」

<http://news.mk.co.kr/newsRead.php?year=2011&no=771996>

第4回「コンビニの始祖はセブンイレブン：90年代に急成長」

<http://news.mk.co.kr/newsRead.php?year=2011&no=771994>

第5回「高麗堂、パリバゲット：ベーカリー時代の幕開け」

<http://news.mk.co.kr/newsRead.php?year=2011&no=771992>

2) 通貨危機に襲われた韓国では、会社を辞めた元社員や経営していた零細企業を整理した元経営者、あるいは専業主婦が「自営業」に活路を求める動きが高まり、フランチャイズ加盟も「自営業」を始める契機のひとつとして捉えられていた。当時の新聞を見ると、その状況の一端を知ることができる。たとえば、1988年1月から『毎日経済』が特集した「IMF時代の有望自営業」という連載では、コンビニエンスストアなど業種ごとの開業方法や注意点などを伝授していたが、その多くは加盟店方式を採用のものである。当該連載の第一回は、1998・1・7、22面。

3) 『MKニュース』ウェブ版、2011・11・29（<http://news.mk.co.kr/newsRead.php?year=2011&no=771990>、最終アクセス：2013・5・3）参照。

ブの分野で大きなフランチャイズチェーンが登場し、フランチャイズ方式を利用する事業分野を拡張するとともに、韓国国内の大資本がフランチャイズ事業に参入する契機を提供することとなった。今や、韓国の街角でフランチャイズ加盟店を見ないところはないと言っても過言ではない。2007年には「加盟事業振興に関する法律」が制定され、翌年から施行されている。同法にもとづくフランチャイズ事業振興の施策について韓国政府は必ずしも積極的ではなかったようだが⁴⁾、フランチャイズへの加盟が有力な生計手段のひとつであることには変わりない。

二 フランチャイズ問題に対する取組みと加盟事業取引公正化法の成立

アジア通貨危機が韓国を襲った90年代終わり頃、韓国のフランチャイズ事業は職を失った人々の加盟急増をうけて急成長を遂げた。ところが、事業成長の一方でフランチャイズ本部と加盟店事業者との間で様々なトラブルが生じ、これが社会問題として浮上した⁵⁾。かかる情勢を受け、フランチャイズ業界は韓国フランチャイズ協会を設立し、またフランチャイズ加盟にかかるコンサルティング業界も韓国事業コンサルティング協会を立ち上げた。行政においても、地方中小企業庁のもとに小商工人支援センターが設けられ、フランチャイズに関連する紛争の予防・解決に乗り出した⁶⁾。

一方この頃、韓国消費者保護院（当時）⁷⁾に寄せられたフランチャイズ加盟関連の相談件数は、96年から98年にかけて、それぞれ784件、955件、1,036件と増加傾向にあった⁸⁾。加えて、不公正な加盟契約に対する韓国公正取引委員会（以下、「韓国公正取引委員会」ないし「韓国公取委」、あるいは単に公正取引委員会という。）による摘発も積極化す

4) 『MNB』ウェブ版、2012・4・5 (<http://mnb.moneyweek.co.kr/mnbview.php?no=2012040514420925136>、最終アクセス：2013・5・3)。

5) 1988年8月18日、韓国MBC「PD手帳」(韓国を代表するドキュメンタリー番組のひとつ)でフランチャイズ加盟に伴う危険性が指摘されたのは象徴的である。

6) 90年代終わり頃における業界団体や行政による取組みにつき、『MKニュース』ウェブ版、2011・11・29付け記事 (<http://news.mk.co.kr/newsRead.php?year=2011&no=771988>、最終アクセス：2013・5・3)を参照。

7) 2007年に韓国消費者院に改称。

8) 『東亜日報』1999・6・4、27面。

〈102〉 韓国「加盟本部と加盟事業者間の取引の適正化に関する法律」について（松尾、林）

る。98年まで加盟契約の不公正を理由に韓国公正取引委員会が是正を勧告したのはわずか3件であったところ⁹⁾、翌99年には60件弱の是正勧告が出されている。その後は、2000年に是正命令が1件、是正勧告が2件、2002年に是正命令が1件、是正勧告が5件なされている¹⁰⁾。これらの措置は、契約内容の不当性が約款規正法（法律第11325号。韓国公正取引委員会が所管する）に抵触するとして採られたもので、最近も同様の措置が採られている¹¹⁾。一方で、加盟事業取引について、しばしばその問題が指摘されていた加盟店募集の際に提示する収益性や店舗運営条件などの誇張等に対して、韓国独占禁止法による規制が不十分であった点が指摘されてきたところである。

このように、加盟事業取引公正化法が制定される以前から、加盟契約について約款規正法等による規制はされていたものの、加盟契約に的を絞った規制を求める声は根強く、2001年の春、韓国民主党、韓国公取委、産業資源部（当時）¹²⁾の三者によりフランチャイズ事業の規制立法が構想され始める¹³⁾。間もなく、同年6月には法案が第222回国会（臨時会）で政務委員会に上程され、続けて、同年10月、第225回国会（定期会）における政務委員会で公聴会が開かれ、法案の内容に関する議論が本格化する¹⁴⁾。法案審査小委員会（同年11月）に修正案が上程、議決され、政務委員会（同年12月）が同修正案を議決し法案は法制司法委員会に送られる¹⁵⁾。同委員会での議論の結果、法案は法案審査第二小委員会に回付された後、同小委員会で修正が加えられ、翌2002年4月に再び法制司法委員会にて検討・修正が加えられ、同修正結果を反映した法律案として議決された¹⁶⁾。そして2002年4月19日、第229回国会（臨時会）

9) 韓国公正取引委員会のウェブサイトで確認できるもののみ。公取委是正勧告1996・11・28議決第96-174号（ハンソットシラク）、公取委是正勧告1997・8・28議決第97-208号（ロッテリア）、公取委是正勧告1998・2・27議決第98-51号（プルムウォン）の3件。

10) 韓国公正取引委員会による措置の件数は、同委員会のウェブサイト（<http://www.ftc.go.kr/>）で公開・確認された案件の数である。

11) 例えば、韓国公取委2010.10.22議決第2010-046号。同様に、現在でも韓国独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するような場合、同法による是正措置がとられる。その最近の例として、韓国公取委2010.12.15議決第2010-162号。

12) 部は日本の省に相当。なお、産業資源部は現在の産業通商資源部の前身である。

13) 『朝鮮日報』2001・5・15、51面を参照。

14) 公聴会の議事録全文は『第225回国会（定期会）政務委員会会議録』第5号に収録。

15) 『第225回国会（定期会）政務委員会会議録』第9号、5-6頁。

16) この間の法制司法委員会における議論は、『第226回国会（臨時会）法制司

において同法律案は可決され¹⁷⁾、同年5月13日、大統領による公布をもって加盟事業取引の公正化に関する法律が成立した（施行は同年11月1日からである）¹⁸⁾。

三 加盟事業取引公正化法の改正経過

制定時の加盟事業取引公正化法の章立て及び主な規定内容は以下の通りであった。

- 第一章 総則…「加盟事業」の定義（2条1項）と適用除外規定（3条）により、法律の適用範囲を明確化。
- 第二章 加盟事業取引の基本原則…信義則（4条）を規定するとともに、加盟事業取引にかかる契約の当事者（加盟本部・加盟店事業者）の遵守事項を規定（5条・6条）¹⁹⁾。
- 第三章 加盟事業取引の公正化…情報公開書の提供義務等（7条・8条）、虚偽の又は誇張された情報の提供等の禁止（9条）、加盟金の返還（10条）、加盟契約書の交付（11条）、不公正な取引方法の禁止（12条）、加盟契約の終了にかかる事項（13条・14条）。
- 第四章 紛争の調停等…施行令で定める加盟事業者団体に加盟事業取引紛争調停協議会を設置し、加盟事業取引当事者間の紛争調停の制度を創設（16条～26条）。加盟事業取引相談士制度の創設（27条～31条）。
- 第五章 韓国公正取引委員会の事件処理手続等…韓国公正取引委員会による調査対象行為の制限（32条）、是正措置（33条、34条）、課徴金納付命令等（35条）に関する事項。
- 第六章 罰則…罰則（41条）、両罰規定（42条）、課徴金（43条）、また告発にかかる事項を規定（44条）。

現行法は、章立てを制定時法と同じくするが、四次の改正の結果、規

法委員会会議録】第1号、『第229回国会（臨時会）法制司法委員会会議録】第4号を参照。

17) 『第229回国会（臨時会）国会本会議会議録】第6号を参照。

18) 公布は大韓民国『官報】15098号（2002・5・13）による。

19) 加盟事業取引紛争調停委員会は、2003年1月、韓国フランチャイズ協会に設置されることとなる（韓国公正取引委員会『報道参考資料】2003・1・21）。

〈104〉 韓国「加盟本部と加盟事業者間の取引の適正化に関する法律」について（松尾、林）

定内容には違いが見られる。改正経過の概要は次表の通りであるが、とりわけ重要なのは2007年の第二次改正である。加盟事業取引公正化法においては、加盟本部のみならず加盟店事業者も「事業者」と規定されているもの（2条3号参照）、加盟店事業は情報力、資金力等の点で加盟本部には到底及ばず、加盟事業取引の締結、取引の継続、契約関係からの離脱の各場面で加盟本部と対等に渡り合える仕組みを整えることが重要であるところ、十全とはいえないまでも、同年の改正においてそのような仕組みの整備が進んだと言えるからである。また、韓国公正取引委員会および公正取引調停院それぞれの事件処理実績を見ると、後者による調停も重要な役割を担っていることを瞥見できるところ（後掲〈表1〉および〈表2〉参照）、事業者団体に設置されたため公平性の点で疑義が提起されていた加盟事業取引紛争調停協議会が、韓国公正取引委員会傘下の公正取引調停院に置かれることとなった。この点でも2007年度改正は重要である。（なお、2007年度改正後の具体的な規定内容は、後に紹介する現行法の条文を参照。）

加盟事業取引の公正化に関する法律の改正経過（2013年5月現在）

	公布番号	公布日	施行日	主たる改正内容
制定	第6704号	2002.5.13	2002.11.1	(制定)
1次改正	第7109号	2004.1.20	2004.1.20	・加盟事業取引相談士（相談士）の資格要件の明確化等（27条1項、同3項） ・相談士の資格試験、実務修習の民間委託に関する規定を新設（39条）
(他法改正)	第7315号	2004.12.31	2005.4.1	(韓国独占禁止法55条の6が同55条の7に移されたことに伴う調整)
(他法改正)	第7796号	2005.12.29	2006.7.1	(国家公務員法2条の2新設に伴う調整)
2次改正	第8630号	2007.8.3	2008.2.4	・加盟希望者の範囲の拡大および権利保護の強化（2条4号） ・情報公開登録制度の導入（6条の2ないし6条の4新設） ・加盟金預託制度の導入（6条の5新設） ・加盟金返還要求の要件拡大（7条2項新設、10条1項） ・加盟事業者に対する営業区域保護（12条1項4号） ・加盟事業者からする契約更新要求（13条） ・本部による加盟契約解除の厳格化（14条） ・加盟店事業者被害補償保険契約の導入（15条の2新設）

				<ul style="list-style-type: none"> ・韓国フランチャイズ協会（事業者団体）に設立された加盟事業取引紛争調停協議会を韓国独占禁止法に基づく韓国公正取引調停院（調停院）に移管（16条） ・相談士制度を加盟取引士制度に変更（27条、28条）
3次改正	第10168号	2010.3.22	2010.3.22	<ul style="list-style-type: none"> ・両罰規定につき責任主義原則を採用（42条） ・秩序違反行為規正法の制定に伴い過料の賦課徴収手続に関する規定を削除（43条）
4次改正	第11323号	2012.2.17	2012.5.18	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟取引士の登録取消に聴聞手続の導入（31条3項） ・適用除外にかかる施行令委任に加盟金額、売上額による制限（3条1号、同2号） ・情報公開書登録業務の委託先に調停院を追加（39条2項）

注) 上表の内容については、下記の国家法令情報センター（韓国）のウェブサイトを提供された情報による。<http://www.law.go.kr/main.html>

〈表1〉紛争調停協議会による調停実績（2003.1.1-2011.12.31、単位：件）

類型	調停手続が完了したもの		理由なし (棄却)	調停手続 中断	計
	調停成立	不成立			
加盟契約の解除及び加盟金返還	647	392	112	163	1,314
一方的な契約変更の撤回	47	36	64	11	158
不当な更新拒絶の撤回	95	48	42	19	204
契約の履行請求	55	51	19	16	141
不当利得の返還	54	29	19	10	112
営業地域の保障	54	14	11	7	86
商標及び意匠権の侵害	4	1	0	0	5
その他	474	117	54	180	825
合計	1,430	688	321	406	2,845

出処) 韓国公正取引委員会『2012年公正取引白書』506頁所収〔表5-3-5〕より引用。
また、以下の韓国公正取引委員会ウェブサイトも参照。

<http://franchise.ftc.go.kr/franchise/statistics.jsp>

〈106〉 韓国「加盟本部と加盟事業者間の取引の適正化に関する法律」について（松尾、林）

〈表 2〉 韓国公取委による加盟事業取引公正化法違反事案の処理件数

年度	2008	2009	2010	2011	2012	計
是正命令 <small>(注) ※下欄の各違反類型のうち警告より上の部分は是正命令の内訳を示す</small>	11	28	23	49	43	155
情報公開書提供義務違反	-	19	3	43	27	92
加盟金預託義務違反			12	1	3	16
情報公開書更新・修正義務違反	4	-	-	-	-	4
虚偽・誇張情報提供	-	2	1	1	6(告発1)	11
加盟金返還義務違反	-	3	-	3	1	7
加盟契約書公布義務等違反	-	1	1	-	5	7
不当な契約解除	4	1	2	-	-	7
不当な契約条件の設定・変更	-	1	1	-	-	2
その他	3	1	3	1	1	9
警告	84	338	142	61	52	677

出処) 韓国公正取引委員会ウェブサイト (下の URL、最終アクセス 2013.4.23)

<http://franchise.ftc.go.kr/franchise/statistics.jsp>

注) 是正命令は、およそ日本の公取委による排除措置命令に相当する。

四 現行法の概要

(一) 適用対象

加盟事業取引の公正化に関する法律は、加盟本部が加盟店事業者に自己の商標等を使用させるとともに一定の品質基準や営業方式に従って商品やサービスを販売させ、これによる経営や営業活動等に対する支援、教育などを施す一方、加盟店事業者がその商標等の使用、経営・営業活動等に対する支援、教育の対価として、加盟本部に加盟金を支払う継続的な取引関係、すなわち加盟事業（いわゆるフランチャイズ事業）に適用されるのが原則である（2条1号参照）。

しかし、加盟取引であっても、加盟金の最初の支給日から6ヶ月の間に加盟店事業者が支給した加盟金の総額が大統領令で定める金額（最大で100万ウォン）を超えない場合、また加盟本部の年間売上額が大統領令で定める金額（最大で2億ウォン）未満である場合には、同法は適用されない。ただし、これらの場合に該当する加盟取引であっても、加盟

本部が虚偽の情報や誇張された情報を提供したり、加盟金の返還請求要件が充たされる場合には、関連条項が適用される（適用除外につき3条、虚偽の情報提供等につき9条、加盟金の返還につき10条を参照）。

（二）加盟本部の義務・禁止行為

ア 加盟店募集から契約の締結

加盟本部は、加盟店事業者を募集するに際して、自身の一般現況や加盟店事業者の売上げに関する事項などの事業現況、加盟店事業者の負担、営業活動に関する条件や制限などを記した情報公開書を公正取引委員会に登録しなければならず、登録された情報公開書は公正取引委員会の情報提供システムを通じて公開される²⁰⁾。また、加盟本部自身も登録した情報公開書を加盟希望者に公開しなければならない（情報公開書とその登録・公開について、6条の2ないし6条の4、7条、2条10号を参照）。情報公開書の登録申請に際しては内容の真实性審査まで行っているようである。なお、収益予測の提示は義務ではない。ただし、不確実な情報が伝わることを防止するため、加盟本部が収益に関する予測を提示する場合には書面で提示するよう義務付けられている。

加盟事業者（加盟本部のこと。以下同じ）が加盟希望者に情報を提供するに際して、その情報が虚偽であったり、誇張されたものであってはならず、また重要事項を記載しないことは禁じられる（9条1項参照）。

虚偽や不正な情報が登録されていたり、重要事項が漏れ落ちている場合には、公取委は、登録を拒否したり取り消すことができる。契約書等を添付して提出してもらい、情報提供書の内容と照らし合わせて審査を行う。また、加盟希望者の事業にかかる具体的な将来展望（加盟した場合に予想される売上額、収益など）や加盟店事業者の収益状況（売上額、収益など）等に関する情報については、金額算出の根拠となった資料とともに、書面をもって提供しなければならない（9条2項・3項参照）。そして、加盟本部が上記のような情報提供にかかる規制を遵守しないときは、加盟希望者あるいは加盟店事業者は加盟金の返還を要求できる場

20) 情報公開書は、次の韓国公正取引委員会の情報提供システム（ウェブサイト）で閲覧できる。<http://www.kofair.or.kr/hp/inf/inforRead.do>

〈108〉 韓国「加盟本部と加盟事業者間の取引の適正化に関する法律」について（松尾、林）
合がある（10条参照）。

さらに加盟本部は、加盟契約の締結日または加盟金の最初の受領日のうち先に到来する日までに、加盟希望者に対して加盟契約書を提供し、加盟事業取引が終了した日から3年間、これを保存しなければならない。なお、公正取引委員会は、加盟本部に対して標準となる加盟契約書の定式、使用を推奨できる（標準加盟契約書²¹⁾）。（加盟契約書の提供等について、11条参照）。

加えて、加盟本部は、加盟店事業者ないし加盟店希望者をして加盟金を預託させなければならない（6条の5参照）。加盟金を受領しても、営業を開始する前に加盟店の開設に必要な技術支援をしていないなどの問題を防止する趣旨とされている。加盟金を預託金取扱金融機関に預けるようにし、営業開始又は契約締結後2ヶ月が経過した時点で、加盟本部に支給する制度である。また、預託金に代えて、加盟店事業者の被害補償保険契約（保証保険）などを締結することも可能である。預託対象加盟金には、①加盟店の運営権、営業活動への支援・教育などを受けるために、加盟本部に支給する対価（教育費、契約金など）と、②商品代金等に関する債務額や損害賠償額の支払い担保のための対価（履行保証金など）として、金銭で支給するものがある。

イ 契約期間中

加盟事業取引契約が締結され加盟店事業者が営業を開始すると、加盟本部は一連の不正な取引方法を行うことが禁じられる（加盟本部が他の事業者にさせる場合も含む）。例えば、加盟事業者に対して商品やサービスの供給、営業支援などを不当に中断、拒絶するなどの行為（不当な取引拒絶禁止（12条1項1号））、加盟店事業者が扱う商品やサービスの価格、取引先、取引地域を不当に制限したり、加盟店事業者の事業活動を不当に拘束する行為（拘束条件付取引の禁止（12条1項2号））、取引上の地位を不当に利用して加盟事業者に不利益を与える行為（12

21) フランチャイズ事業における標準加盟契約書は、必ずしも広く利用されているとはいえないようだが、次の韓国公正取引委員会のウェブサイトで見ることができる（2013年6月現在、3件）。

<http://www.ftc.go.kr/info/bizinfo/stdFranchiseContractList.jsp>

条1項3号)などがこれにあたる²²⁾。また、最近の改正論議の主要争点ともなっている商圈の侵害(いわゆる近接出店の問題²³⁾)も不公正な取引方法として規定されている(12条1項4号)。

ウ 契約関係の終了

加盟事業取引は、加盟契約期間の満了によって終了するが、加盟店事業者が加盟契約の更新を求める場合、加盟本部は原則としてこれを拒絶できない(更新を求めることができる最長期間は、最初の加盟契約期間も含めた全体で10年を超えない)。これは、加盟店事業者が加盟契約の更新を要求する場合、加盟本部が正当な事由なく、これを拒絶しないようにする制度である。というのも、フランチャイズにおいては、初期に多くの資金を投入する加盟事業の特性上、一定の期間以上の契約を継続しないと、投入資金の回収が困難だからである。契約更新を拒絶できる事由がある場合、加盟本部は、書面でこれを通知しなければならない。

22) 取引上の地位の濫用行為は、法12条2項をうけた法施行令[別表2]において次のように類型化される(同施行令13条1項参照)。

イ(購入強制)加盟事業者に対し、加盟事業の経営と関係なく、又はその経営に必要な量を超える施設、設備、商品、役務、原材料、若しくは副材料等を購入又は賃借するよう強制する行為

ロ(不当な強要)不当に経済的利益を提供するよう強制し、又は加盟店事業者に費用を負担するよう強要する行為

ハ(不当な契約条項の設定又は変更)加盟店事業者が履行するのが困難であるか、加盟店事業者に不利な契約条項を設定若しくは変更し、又は契約更新の過程で従前の取引条件若しくは他の加盟店事業者の取引条件より明らかに不利な条件に契約条件を設定若しくは変更する行為

ニ(経営の干渉)正当な理由なくして、特定人と加盟店を共に運営するよう強要する行為

ホ(販売目標の強制)不当に販売目標を設定し、加盟店事業者にこれを達成させるよう強要する行為

ヘ(不利益の提供)イないしホの行為に準ずる場合であって、加盟店事業者に対し不当に不利益を与える行為

23) 不当な販売地域の侵害の禁止(法12条1項4号参照)は、法施行令[別表2]において次のように定義されている。

法12条第1項第4号に該当する行為とは、不当に加盟契約に違反して、加盟契約期間中に、加盟店事業者の営業地域において、加盟店事業者と同じ業種(需要層の地域的・人的範囲、取扱品目、営業の形態及び方式等に照らして、同じと認識されうる程度の業種をいう。)の自己又は系列会社(独占規制及び公正取引に関する法律第2条第3号による系列会社をいう。)の直営店ないし加盟店を設置する行為をいう。ただし、加盟本部が、加盟店事業者について排他的な営業地域を設定しないという事実を予め情報公開書を通じて当該加盟店事業者に知らせて契約を締結する場合には、この限りではない。

〈110〉 韓国「加盟本部と加盟事業者間の取引の適正化に関する法律」について（松尾、林）

また、加盟本部が更新拒絶や契約条件の変更を加盟事業者に対して書面で通知しない等の場合は、契約満了前と同じ条件で再び加盟契約を締結したものとされる（加盟契約の更新等につき、13条を参照。）。

一方、加盟店事業者に契約違反がある場合、加盟本部は契約を解除することができる（14条参照）。ただし、14条によれば、加盟本部は契約解約の際は、必ず2ヶ月以上の猶予期間を置いて、契約の違反事実を具体的に明らかにし、これを是正しなければ契約を解約するという事実を、書面で2回以上通知しなければならない。

（三）違反行為に対する措置

加盟金の預託義務、預託金の不正請求、情報公開書を吟味させずに加盟金を受領する行為、虚偽・誇張の情報提供、加盟金返還義務の不履行、加盟契約書提供義務の不履行、法定の加盟契約書記載事項の不記載、不公正な取引方法の実施等がある場合、公正取引委員会は違反内容の是正に必要な措置を命じることができ（33条参照）、その時間的余裕がない場合には、是正の方法を整え、これによることを勧告することができる（34条参照）。また、これらの違反行為があった場合、公正取引委員会は違反行為をした加盟本部に対して課徴金の納付を命じることができる（売上額の2%以下、35条参照）。

また、虚偽・誇張の情報提供、命じられた是正措置の不実施、預託金受領にかかる規定に違反する行為などは、刑事罰の対象となる（41条参照。44条により公正取引委員会の告発を俟って論じられる）。

（四）加盟事業取引に関するその他の制度

加盟事業取引をめぐる紛争を調停する機関として、韓国公正取引調停院に加盟事業取引紛争調停協議会が置かれている（16条以下参照）。委員は、公益、加盟本部の利益、加盟店事業者の利益のそれぞれを代表する3名ずつ、計9名で構成される。

また、加盟事業取引の事業性や情報公開書・加盟契約書の作成などに関する相談などの業務を行う加盟取引士の制度が設けられている（27

条以下参照)。

(五) 消費者法との交錯

このように加盟本部による情報提供について細やかな規定を置くのは、情報力や交渉力の点で加盟店事業者が加盟本部より劣位に立たされているという事情が背景にあるためである。また、加盟店事業者は、加盟本部に対価を支払い、その「看板 (のれん)」を利用すると同時に各種のサービスを提供されるという立場にある。確かに、法律上は加盟本部と加盟店事業者ともに「事業者」と規定され、対等な立場にあることが擬制されてはいる。しかし、上のような、実際に加盟店事業者が置かれた境遇を踏まえれば、加盟店事業者はあたかも消費者と同じような立場に立たされることとなる。また、不当な内容を含む加盟契約について、消費者法としても位置づけられる約款規正法による規制が及んでいる。これらの点において、加盟事業取引公正化法は、形式的には事業者相互の取引を規制する法律でありながら、消費者法とも交差する局面を有する法律であると言えよう (なお、韓国においては、加盟店事業者が加盟本部の理不尽な要求に従わざるを得ない現状に着目して「加盟店事業者は、あたかも抑圧された労働者と同じ立場にある」という主張が一部でなされている。今後、労働法制の理念が法規定に反映される可能性もあり、実際、今次の改正案に見られる加盟店事業者団体に関する諸規定がその現れと評価することもできよう)。

五 最近の改正動向

2012年9月、実質上5度目の改正案が政務委員会に上程され、同委員会で、また改正案を回付された法案審査小委員会で議論が継続された。その後、この5月6日に開かれた政務委員会が法案審査小委員会による審査報告を承け、それに一部修正の提起を反映させて同委員会の改正案(代案)とすることとした²⁴⁾。以下では、この6月に開かれる国会(臨時

24) 『第315回国会(臨時会)政務委員会会議録(臨時会議録)』第7号。

〈112〉 韓国「加盟本部と加盟事業者間の取引の適正化に関する法律」について（松尾、林）で議論されることとなった同改正案について紹介する²⁵⁾。

（一）改正案（代案）の提案理由

退職者が増加する一方、就職も難しい状況で、知識や経験がなくとも手軽に開業できることから加盟店事業者が増加する趨勢であるが、加盟本部による虚偽の又は誇張された情報提供、加盟事業者に対し過度の負担を強いる営業時間（深夜・24時間営業）の強要、加盟契約の解約に際する過度な違約金の要求、頻繁な店舗改装などの要求、加盟本部による優越的地位を利用した不公正な行為などにより、加盟店事業者の被害が拡散している。かかる状況を受け、加盟希望者に正確で十分な情報が提供され、また加盟後における不公正な取引行為を予防するための制度をさらに充実させる必要がある。今回の改正案は、かかる必要に応えるべく提案されるものである。

（二）改正案の主な内容

（ア）加盟本部が約款規正法に違反した事実及び加盟店事業者の営業活動等に対して支援をする内容等を情報公開書に記載するようにする（案2条10号）。

（イ）登録が取り消された加盟事業者のリストを公正取引委員会が公開することができるようにする一方、情報公開書の登録取消事由に、加盟本部が廃業し又は加盟本部が登録取消を要請する場合を追加する（案6条の4）。

25) 本文（一）以下で紹介する改正案（代案）の提案理由、主な内容、改正案は「加盟事業取引の公正化に関する法律の一部改正法律案（代案）」（未公開）を参照し、あるいはそれに拠った。この改正案は、今後、法制司法委員会において字句の調整や他の法律との整合性等について審査を経て本会議に提案される見込みである。法制司法委員会において若干の修正が加えられ、あるいは政治情勢によっては再び本会議への提案が見送られる可能性も排除できないが、無事に本会議に提案されれば、おおむね本文で紹介した内容の改正がなされるものと期待される。

なお、上の改正案（代案）は、未発表のものであるが、権珉慶（クォン＝ミンギョン）弁護士（韓国・モア法律事務所代表）のお力添えを得て閲覧することができた。筆者らはここに感謝の意を表す。

(ウ) 加盟本部が、加盟希望者や加盟店事業者に、虚偽の又は誇張された情報を公開する行為、及び欺瞞的な情報を公開する行為をできないようにし、それぞれの行為類型を大統領令で定めるよう委任する規定を新設する（案9条1項・2項）。

(エ) 加盟金返還請求期間を2ヶ月から4ヶ月に延長する（案10条1項）。

(オ) 加盟本部が、契約の目的と内容、発生しうる損害等、大統領令で定める基準に比して過重な違約金を付加するなど、加盟事業者に不当に損害の賠償義務を負担させる行為を不正な取引行為に追加する（案12条1項）。

(カ) 加盟本部が、大統領令で定める正当な事由なく、店舗の移転・拡張や改装を強要することができないようにする一方、加盟本部の要求で店舗の改装をする場合には、加盟本部が改装に要する費用の100分の40以内の範囲で大統領令で定める金額を負担するようにする（案12条の2 新設）。

(キ) 大統領令で定める深夜営業時間帯の売上げが、その営業に要する費用に比して著しく低いにもかかわらず、深夜営業を要求したり、あるいは、加盟店事業者が病気の治療などやむを得ない事由により最小限の範囲内で営業時間の短縮を求めるのに対し、これを許容しない行為を不当な営業時間拘束と規定し、禁止する（案12条の3 新設）。

(ク) 加盟契約締結に際し、加盟本部が加盟店事業者の営業地域を設定したうえ加盟契約書に記載するようにし、営業地域内において加盟店事業者と同一の業種または系列会社の直営店や加盟店を設置する行為を禁止する一方（案12条の4 新設）、韓国公正取引委員会が業種ごとに望ましい取引基準を定め、加盟本部にこれを遵守することを勧告できるようにする（案12条の5 新設）。

(ケ) 加盟事業者らが加盟事業者団体を構成することができるようにする一方、同一の営業標識を使用する加盟店事業者団体は、加盟本部と取引条件の変更につき協議することができるようにする。ただし、複数の加盟店事業者団体が協議を要請する場合には、加盟本部は多数の加盟店事業者で構成される加盟店事業者団体と協議するようにする（案14条の2 新設）。

〈114〉 韓国「加盟本部と加盟事業者間の取引の適正化に関する法律」について（松尾、林）

（コ）加盟本部と加盟店事業者との間の同伴成長²⁶⁾ 協約の締結を勧め、協約の履行に関する評価を実施し、インセンティブを与えられるようにする一方（案15条の4 新設）、加盟本部と加盟店事業者間の取引に関する書面実体調査を実施できるようにする（案32条の2 新設）。

（サ）公正取引委員会が44条2項による告発の対象に該当しないと決定しても、監査院長、中小企業庁長官²⁷⁾ が社会的波及効果、加盟希望者や加盟店事業者に及ぼした影響など、他の事情を理由に公正取引委員会に告発を要請することができるようにする（案44条）。

（シ）その他、加盟本部の売上額がないか、売上額算定が困難な場合には、5億ウォン以内の範囲で、その違反の程度により金額を定め、課徴金を付加する等、現行制度の運営で現れた不備を改善、補完する。

（三）改正案

現行2条10項ハ

- | |
|--|
| <p>ハ 加盟本部とその取締役（独占規制及び公正取引に関する法律第二条第五号による取締役をいう。以下同じ。）が、次の事実に該当する場合には、当該事実。</p> <ol style="list-style-type: none">① この法律、独占規制及び公正取引に関する法律、又は約款の規制に関する法律に違反した場合② 詐欺、横領、背任等、他人の財産を領得し若しくは騙取する罪に関する民事訴訟において敗訴の確定判決を受け、又は民事上の和解をした場合③ 詐欺、横領、背任等、他人の財産を領得し又は騙取する罪を犯して刑を受けた場合。 |
|--|

現行2条10項ト

- | |
|--|
| <p>ト 加盟本部の経営及び営業活動等にかかる支援及び教育、訓練に関する説明</p> |
|--|

26) 「同伴成長」は韓国の報道や討論番組でもしばしば耳にする用語である。当初はおおよそ、労使間の葛藤・緊張を止揚して労働者も企業の成長とともに成長することを意味していた。現在は主に、大企業と中小企業との適切な協力関係に基づき、大企業の成長が中小企業の成長に反映されること、という程度の意味合いで使われることが多い。

27) 監査院長と中小企業庁長官は改正案の原文においても「、」で並べられるのみで、「監査院長又は中小企業庁長官」なのか「監査院長及び中小企業庁長官」なのかは不明である。

2条 11 項 〈新設〉

11 「店舗環境改善」とは、加盟店店舗の既存施設、装備、インテリア等を新たなデザイン、品質のものに交換し、又は新規に設置することをいう。この場合、店舗の拡張若しくは移転を伴うか否かは問わない。

2条 12 項 〈新設〉

12 「営業地域」とは、加盟店事業者が加盟契約により商品又は役務を販売する地域をいう。

3条 1 項ただし書き 〈削除〉・3条 1 項 2号ただし書き、同条 2 項 〈新設〉

第三条 （ 第一項柱書 省略 ）
 （ 第一号 省略 ）
 二 （ 本文 省略 ）ただし、加盟本部と契約をした加盟店事業者の数が五以上の範囲において大統領令で定める数以上である場合は除く。
 2 前項の規定にもかかわらず、第九条及び第十条（同条第一項第一号は除く。）は、すべての加盟事業取引に適用する。

6条の2 第1項

第六条の二（情報公開書の登録等） 加盟本部は、加盟希望者に提供すべき情報公開書を公正取引委員会に登録しなければならない。

第6条の2 第2項 〈新設〉 ※現行の同条 2 項ないし 5 項は順次同条 3 項ないし 6 項に移る。

2 加盟本部は、前項の規定により登録した情報公開書の記載事項のうち、大統領令で定める事項を変更しようとする場合には、大統領令で定める期限内に、公正取引委員会に記載事項の変更登録をしなければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更しようとする場合には、申告しなければならない。

6条の4 第1項 3号及び4号 〈新設〉 ※これに伴い柱書も改正。

第六条の四（情報公開書の登録の取消） …第二号ないし第四号のいずれか…
 （ 第一号及び第二号 現行法と同じ ）
 三 加盟本部が廃業の申告をした場合
 四 加盟本部が情報公開書の登録の取消を要請する場合

6条の4 第2項 〈新設〉

2 公正取引委員会は、情報公開書の登録が取り消された加盟本部の一覧を公開することができる。

〈116〉 韓国「加盟本部と加盟事業者間の取引の適正化に関する法律」について（松尾、林）

7条1項

第七条（情報公開書の提供義務等）…内容証明郵便等、提供時点を客観的に確認することができる、大統領令で定める方法にしたがい…

7条2項〈新設〉※これに伴い、現行の同条2項及び3項をそれぞれ同条3項及び4項に移す。

2 加盟本部は、前項の規定により情報公開書を公開する場合には、加盟希望者の将来の店舗予定地に最も近接した加盟店一〇箇所（情報公開書提供の時点において加盟希望者の将来の店舗予定地が属する広域地方自治団体において営業中である加盟店の数が一〇未満である場合には、当該広域地方自治体内の加盟店全体）の商号、所在地、及び電話番号が記された文書（以下「近隣加盟店現況文書」という。）をともに提供しなければならない。ただし、情報公開書を提供するとき、将来の店舗予定地が確定していない場合には、確定し次第、直ちに提供しなければならない。

7条2項 ※案第2項の新設により3項に移す。

3 …登録された情報公開書及び近隣加盟店現況文書（以下「情報公開書等」という。）を第一項の方法により提供せず、又は情報公開書等を提供した…
（ 第一号及び第二号 現行法と同じ ）

9条1項

第九条（虚偽の又は誇張された情報提供等の禁止） 加盟本部は、加盟希望者若しくは加盟店事業者に情報を提供するに際して、次の各号の行為をしてはならない。

- 一 虚偽の又は誇張された情報を提供する行為
- 二 欺瞞的な情報を提供する行為

9条2項〈新設〉※これに伴い、現行の9条2項及び3項を、それぞれ3項及び4項に移す。

2 前項各号の行為の具体的な内容は、大統領令で定める。

9条5項ないし7項〈新設〉

5 第三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する加盟本部は、加盟契約を締結する際に加盟希望者に大統領令で定める予想売上額及びその算出の根拠を書面（以下「予想売上額算定書」という。）で提供しなければならない。

- 一 中小企業者（中小企業基本法第二条第一項又は第三項による者をいう。）でない加盟本部であること
- 二 直前の事業年度末を基準に、加盟本部と契約を締結・維持している加盟店事業者（加盟本部が複数の営業標識を保有している場合には、同一の営業標識を使用する加盟店事業者に限る。）の数が大統領令で定める数以上である加盟本部であること
- 6 加盟本部は、予想売上額算定書を加盟契約の締結日から五年間、保管しなければならない。
- 7 公正取引委員会は、予想売上額算定書の標準様式を定め、使用を勧めることができる。

10条1項1号・3号・4号

（加盟本部に加盟金返還義務が生じる場合において、加盟事業者または加盟店事業者が加盟金の返還を求めることができる期間が4ヶ月から2ヶ月に短縮された）

第十条（加盟金の返還）（柱書 省略）

- 一 …二月…
- 二 （現行法と同じ）
- 三 …二月…
- 四 …二月…

12条1項4号を〈削除〉し、5号を〈新設〉

第一二条（不公正な取引方法の禁止）（柱書 省略）

- 五 契約の目的と内容、発生しうる損害等、大統領令で定める基準に比して過重な違約金を賦課する等、加盟店事業者に不当に損害賠償の義務を負担させる行為

12条の2ないし第12条の5〈新設〉

第一二条の二（不当な店舗環境改善等の禁止） 加盟本部は、大統領令で定める正当な事由なく、店舗環境の改善を強要してはならない。

2 加盟本部は、加盟店事業者の店舗環境改善に要する費用であって大統領令で定める費用の一〇〇分の四〇以内の範囲で、大統領令で定める比率に該当する金額を負担しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合には、この限りではない。

- 一 加盟本部の勧誘又は要求がないにもかかわらず、加盟店事業者の自発的意思により店舗環境の改善を実施した場合
- 二 加盟店事業者の責に帰すべき事由により、衛生、安全、及びこれに類する問題が発生し、やむを得ず店舗環境の改善をする場合

第一二条の三（不当な営業時間拘束の禁止） 加盟本部は、正常な取引慣行に照らして不当に加盟店事業者の営業時間を拘束する行為（以下「不当な営業時間拘束」という。）をしてはならない。

2 次の各号に該当する加盟本部の行為は、不当な営業時間拘束とみなす。

- 一 加盟店事業者の店舗が位置する商圈の特性等の事由により、大統領令で定める深夜営業時間帯の売上が、その営業に要する費用に比して著しく少ないにもかかわらず、深夜営業を要求する行為
- 二 加盟店事業者が、疾病の発生と治療等、やむを得ない事由により、必要最小限の範囲で営業時間の短縮を求めたにもかかわらず、これを許容しない行為

第一二条の四（不当な営業地域侵害の禁止） 加盟本部は、加盟契約を締結する際に、加盟店事業者の営業地域を設定し、これを加盟契約書に記載しなければならない。

2 商圈の急激な変動等、大統領令で定める事由が発生した場合には、加盟契約更新の過程において、加盟本部と加盟店事業者が協議を通じて、既存の営業地域を合理的に変更することができる。

3 加盟本部は、正当な事由なく、加盟契約期間中に、加盟店事業者の営業地域において、加盟店事業者と同一の業種（需要層の地域的・人的範囲、取扱い品目、営業の形態ならびに方式等に照らして、同一と認識されうる程度の業種をいう。）の自己又は系列会社（独占規制及び公正取引に関する法律第二条第三号による系列会社をいう。）の直営店又は加盟店を設置する行為をしてはならない。

第一二条の五（業種別取引基準の勧告） 公正取引委員会は、加盟事業取引の公正な取引秩序の確立のため必要な場合には、業種別に望ましい取引基準を定め、加盟本部にこれの遵守を勧告することができる。

14 条の 2 〈新設〉

第一四条の二（加盟店事業者団体の取引条件変更協議等） 加盟店事業者は、権益の保護及び経済的地位の向上を図るため、団体（以下「加盟店事業者団体」という。）を組織することができる。

2 特定の加盟本部と加盟契約を締結若しくは維持している加盟店事業者（複数の営業標識を保有する加盟本部と契約中である加盟店事業者の場合には、同一の営業標識を使用する加盟店事業者に限る。）によってのみ組織された加盟店事業者団体は、その加盟本部に対し、加盟契約の変更等、取引条件（以下、本条において「取引条件」という。）にかかる協議を要請することができる。

3 前項の規定による協議を要請された場合、加盟本部は、誠実に協議に応じなければならない。ただし、複数の加盟店事業者団体が協議を要請する場合、加盟本部は多数の加盟店事業者で組織された加盟店事業者団体と優先的に協議する。

4 第二項の規定による協議に関して、加盟店事業者団体は、加盟事業の統一性又は本質的事項に反する取引条件を要求する行為、加盟本部の経営等に不当に干渉する行為、又は不当に競争を制限する行為をしてはならない。

5 加盟本部は、加盟店事業者団体の構成、加入、活動等を理由に、加盟店事業者に不利益を与える行為をし、又は加盟店事業者団体に加入し若しくは加入しないことを条件に、加盟契約を締結してはならない。

15 条の 4 〈新設〉

- 第一五条の四（加盟本部と加盟店事業者の協約締結） 公正取引委員会は、加盟本部と加盟店事業者が加盟事業関連法令の遵守及び相互の支援、協力を約束する自発的な協約を締結するよう勧めることができる。
- 2 公正取引委員会は、加盟本部と加盟事業者が前項の規定による協約を締結する場合には、その履行を督促するため、褒賞等の支援施策を整え、施行しなければならない。
- 3 公正取引委員会は、第一項の規定による協約の内容、締結手続、履行実績評価、及び支援施策等に必要事項を定める。

19 条 2 項を改正・同条 3 項〈新設〉 ※現行の 3 項以下について項番号の変更がないのは、形式的な瑕疵であると思われる。

- 2 協議会の全体会議は、次の各号の事項を審議、議決する。
- 一 小会議が全体会議において処理することに決定した事項
 - 二 協議会の運営細則の制定、改正にかかる事項
 - 三 その他、全体会議において処理する必要があると認める事項であって、協議会の委員長が全体会議に付す事項
- 3 協議会の小会議は、前項各号に挙げた事項を審議、議決する。

28 条 1 号ないし 4 号

- 第二八条（加盟取引士の業務） 加盟取引士は、次の各号の事項にかかる業務を遂行する。
- 一 加盟事業の事業性にかかる検討
 - 二 情報公開書及び加盟契約書の作成、修正、又はこれにかかる諮問
 - 三 加盟店事業者の負担、加盟事業営業活動の条件等にかかる諮問
 - 四 加盟事業者に対する教育、訓練、又はこれについての諮問

32 条の 2 〈新設〉

- 第三二条の二（書面実態調査） 公正取引委員会は、加盟事業取引における公正な取引秩序確立のため、加盟本部と加盟店事業者等の間の取引にかかる書面実態調査を実施し、その調査結果を公表することができる。
- 2 公正取引委員会が前項の規定により書面実態調査を実施しようとする場合には、調査対象者の範囲、調査時間、調査内容、調査方法、調査手続、及び調査結果の公表方法等に関する計画を樹立しなければならない。調査対象者に、取引実態等、調査に必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 公正取引委員会が前項の規定により資料の提出を求める場合には、調査対象者に資料の範囲と内容、要求事項、提出期限等を明示して、書面で知らせなければならない。

〈120〉 韓国「加盟本部と加盟事業者間の取引の適正化に関する法律」について（松尾、林）

33 条 1 項※本条改正は他条文の改正に伴う調整

第三十三条（是正措置） …第七条第十三項…第十二条第一項、第十二条の二第一項、同条第二項、第十二条の三第一項、同条第二項、第十二条の四第一項、同条第三項、第十四条の二第五項…情報公開書等の提供、店舗環境改善費用の支給…その他違反行為…

35 条

第三十五条（課徴金） 公正取引委員会は、第六条の五第一項、同条第四項、第七条第三項、第九条第一項、第十条第一項、第十一条第一項、同条第二項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、同条第二項、第十二条の三第一項、同条第二項、第十二条の四第一項、同条第三項、第十四条の二第五項、第一五条の二第三項、同条第六項の規定に違反した加盟本部に対し、大統領令で定める売上額（大統領令で定める事業者の場合には、営業収益をいう。以下同じ。）に一〇〇分の二を掛けた金額を超えない範囲で、課徴金の納付を命じることができる。ただし、その違反行為をした加盟本部が、売上額がなく又は売上額の算定が困難な場合であって、大統領令で定める場合には、五億ウォンを超えない範囲で、課徴金の納付を命じることができる。

2 公正取引委員会は、前項の規定により、課徴金の納付を命じる場合には、次の各号の事項を考慮しなければならない。

- 一 違反行為の内容及び程度
- 二 違反行為の期間及び回数
- 三 違反行為により取得した利益の規模等

3 この法律に違反した会社である加盟本部が合併をする場合には、その加盟本部がした違反行為は、合併後に存続し、又は合併により設立される会社がした違反行為とみなし、課徴金の納付を命じ、徴収することができる。

4 公正取引委員会は、この法律に違反した会社である加盟本部が分割し又は分割合併する場合、分割する加盟本部の分割日又は分割合併日の以前の違反行為を、次の各号に該当する会社の行為とみなし、課徴金の納付を命じ、徴収することができる。

- 一 分割する会社
- 二 分割又は分割合併で設立される新しい会社
- 三 分割する会社の一部が他の会社に合併された後、当該他の会社が存続する場合は、当該他の会社

5 公正取引委員会は、この法律に違反した会社である加盟本部が債務者の更生及び破産に関する法律第二百十五条の規定により新会社を設立する場合には、既存の会社又は新会社の行為とみなし、課徴金の納付を命じ、徴収することができる。

6 第一項の規定による課徴金納付命令の基準は、大統領令で定める。

※ 35 条 1 項により課徴金の対象となるのは、およそ以下の行為である。加盟本部が加盟事業者に預託加盟金を預託させる義務に違反すること（改正後の 6 条の 5 第 1 項、以下同様にカッコ内は改正後の条文）、加盟本部による不正な預託加盟金請求の禁止に違反すること（6 条の 5 第 2 項）、

情報公開書の提供がなされていない場合等における加盟金の受領禁止等に違反すること（7条3項）、加盟希望者等に対する虚偽・誇張情報等の提供禁止等に違反すること（9条1項）、加盟金返還義務が生じた場合においてこれに違反すること（10条1項）、加盟契約書提供義務に違反すること（11条1項）、加盟契約書記載事項の不遵守（11第2項）、商品・役務の提供や営業支援等の中断など、不公正な取引行為を行うこと（12条1項）、加盟本部が店舗環境改善等を強要すること（12条の2第1項）、加盟本部が店舗環境改善にかかる費用の法定負担割合を遵守しないこと（12条の2第2項）、加盟本部が不当に加盟店事業者の営業時間を拘束すること（12条の3第1項、同条2項）、加盟本部が加盟店事業者の営業地域を加盟契約書に記載する義務に違反すること（12条の4第1項）、加盟本部が加盟契約書に記載された加盟店事業者の営業地域に同一業種の加盟店を出店する等の行為をすること（不当な営業地域侵害、12条の4第3項）、加盟店事業者団体への加入等を理由として加盟事業者に不利益を及ぼしたり、事業者団体への不加入を条件に加盟契約を締結すること（14条の2第5項）、加盟本部が加盟店事業者被害補償保険契約等に加入するに際し、虚偽の資料等を提出すること（15条の2第3項）、加盟店事業者被害補償保険契約等に加入していない加盟本部がこれに加盟した事実を示す標識を使用すること（15条の2第6項）。

37条2項※他法（独占禁止法）の改正に伴う字句の調整

2 …第五十五条の四…

41条1項（虚偽・誇張情報や欺瞞的情報を提供する行為に対する罰金の上限が1億5000万ウォンから3億ウォンに引き上げられた）

第四十一条（罰則）…虚偽の若しくは誇張された情報提供行為又は欺瞞的な情報提供行為をした者は、五年以下の懲役又は三億ウォン…

43条1項を改正し、同条項1号〈新設〉、同条6項1号〈新設〉、同条項4号及び5号〈新設〉、7項1号を改正。 ※これにより、現行の同条項1号ないし3号は、それぞれ同条項2号乃至4号に、現行の同条6項1号、2号及び3号は、それぞれ同条項2号、3号及び6号に移す。

〈122〉 韓国「加盟本部と加盟事業者間の取引の適正化に関する法律」について（松尾、林）

- 第四十三条（課徴金）…第三号又は第四号…第一号又は第二号…
- 一 第三十二条の二第二項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者
 - （ 第二号乃至第四号は現行法の第一号乃至第三号と同じ ）
 - （ 第二項乃至第五項は現行法と同じ ）
 - 6 （ 柱書は現行法と同じ ）
 - 一 第六条の二第二項前段の規定に違反して、変更登録をせず又は虚偽の変更登録をした者
 - 二 第九条第三項…
 - 三 第九条第四項…
 - 四 第九条第五項の規定に違反して、予想売上額及びその算出根拠を書面で提供しなかった者
 - 五 第九条第六項の規定に違反して、予想売上額及びその算出根拠を含む書面資料を保管しなかった者
 - （ 第六号は現行法の第三号と同じ ）
 - 7 （ 柱書は現行法と同じ ）
 - 一 第六条の二第二項後段…

44 条 3 項後段（削除）、同条 4 項及び 5 項（新設） ※これに伴い、現行法の同条 4 項を同条 6 項に移す。

- 4 公正取引委員会が第二項の規定による告発の要件に該当しないと決定した場合であっても、監査院長、中小企業庁長は、社会的波及効果、加盟希望者若しくは加盟店事業者に及ぼした被害の程度等、他の事情を理由に公正取引委員会に告発を要請することができる。
- 5 第三項又は前項の規定による告発の要請があるときは、公正取引委員会は、検察総長に告発しなければならない。

〔追記〕

本稿脱稿後、本文で述べた改正案（代案）は、法制司法委員会において若干の手直しが加えられたうえで、第 316 回国会（臨時会）で決決して成立した。

〔附記〕

本稿にかかる研究について、共著者の林は、研究分担者として、科学研究費補助金・基盤研究（A）「公正取引市場の実現を目的とする消費者の集団的利益救済・予防システムの総合的構築」（研究代表者：千葉恵美子・名古屋大学教授、課題番号：22243007）から助成を受けた。記して謝意を表する。